

長野県地域防災計画の修正について

1. 主な修正項目

平成26年2月大雪災害発生を受け、応急対応について事後検証を行い6月に検証結果をとりまとめました。除雪体制整備、滞留車両の抑制、情報の共有、一元発信、災害対策本部体制の強化等の課題が浮かび上がり、それぞれの課題に対して解決方針を事後検証で決めました。今回の修正は、これらを長野県地域防災計画に反映したものです。

主 な 内 容	
1 平成26年2月大雪災害時後検証結果の反映	
(1) 除雪の迅速化 ～滞留車両の抑制～	ア 除雪連絡会議による関係機関の連携、円滑な除雪のための体制整備。 イ 隣接県、市町村、県の相互除雪の検討 ウ 除雪優先道路、排雪場所等を定め、住民へ周知 エ 小雪・豪雪地域の除雪体制の連携
(2) 情報の迅速化・ 一元化	ア 災害発生情報、道路規制情報等の住民、道路利用者等に対し日本道路交通情報センターを通じた一元化された発信。 イ ソーシャルメディアサービスの活用による情報発信の迅速化、即時性の確保。
(3) 災害対策本部体制の強化	ア 災害対策本部の設置基準の明確化。 災害救助法適用時、自衛隊災害派遣要請時等条件の明記 イ 情報連絡員派遣による市町村との情報共有。

2. 防災会議の開催状況

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 防災会議幹事会 | 平成26年10月31日 |
| (2) 防災会議 | 平成26年11月20日 |

3. 今後の予定

今回の修正は、大雪災害の検証結果の地域防災計画への反映が主であり、今後行われる防災基本計画の修正の反映、今年度発生した土砂災害、火山災害等の発生を受けた修正は年度内に再度防災会議を開催し地域防災計画の修正を行います。

全国及び長野県で発生した各種災害を受け、長野県地域防災計画がより実効的なものとなるよう、平成27年度以降も、訓練などを通じて課題の検証・検討を行い、必要に応じ県地域防災計画の修正を行います。

章	項目	風水害 対策編	震災 対策編	火山災害 対策編	主な修正・追記項目
第3章 災害予防計画	情報の収集・連絡体制計画	第3節			情報連絡員の派遣
	食料品等の備蓄・調達計画	第13節			支援物資の充実、備蓄物資に係る情報共有、提供の円滑・効率化
	給水計画	第14節			飲料供給に備えた備蓄及び流通備蓄の確保
	災害広報計画	第23節			情報共有及び住民への多様な方法による情報発信
	道路及び橋梁災害予防計画	第27節	第26節	第27節	道路管理者等関係機関の情報共有及び連携強化
	非常参集職員の活動	第3節			災害対策本部設置基準の改正、情報連絡員の派遣
	自衛隊の災害派遣	第6節			市町村、現地連絡調整者、市町村の情報共有
	配慮者に対する応急活動	第9節			外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立
	食料品等の調達供給活動	第14節			物資確保のための協定締結企業の追加
	飲料水の調達供給活動	第15節			飲料水確保のための協定締結企業の追加
	社会秩序の維持、物産安定に対する活動	第20節			災害時の価格変動抑制に向けた関係機関の連携
	電気施設応急活動	第22節			停電情報の市町村への情報提供
	災害広報活動	第28節			情報共有及び住民への多様な方法による情報発信
道路及び橋梁応急活動	第31節			・道路交通情報センター(災害時情報提供サービス)を通じた一元化した情報発信 ・隣接県との相互応援体制の強化	
文教活動	第36節			生徒及び保護者への休校情報等の発信	

その他災害対策編

章	項目	節	主な修正・追記項目
第4章 災害予防計画	雪害に強い地域づくり	第1節	連絡会議による関係機関の連携、情報共有及び円滑な除雪のための体制整備 除雪優先道路、非雪場所の選定による効率的な除雪の実施及び住民への周知 道路管理者と警察が連携した交通規制の実施及び情報発信 県、市町村及び隣接県との相互除雪体制の整備 震雪地域、小雪山地域の真機材の融通 緊急時の学校の児童生徒及び保護者への連絡体制整備 降雪積雪状況について、道路管理上広域的な観測
	観測・予測体制の充実	第3節	
	除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	第2節	緊急確保路線及び除雪優先道路の迅速かつ効果的な除雪の実施 道路管理者と警察が連携した交通規制の実施 緊急時の学校の児童生徒及び保護者への連絡の実施
	災害応急対策の実施	第3節	災害時の道路規制情報等、関係機関の一元化した情報提供の実施